

# 平成 27 年度課税分からの軽自動車税増額について

平成 26 年度の税制改正により、平成 27 年度課税分から軽自動車税が増額されます。

軽四輪車等については、平成 27 年 3 月までに取得されている車両は現行税額に据え置かれますが、平成 27 年 4 月以降に新車取得する車両は、乗用自家用で 1.5 倍、その他の区分で約 1.25 倍の税額となります。また、新車登録から 14 年経過した車両については、平成 28 年度課税分から、さらに約 20%の割増となります。

詳細は下表を参照ください。お問い合わせはこちらまで⇒ 住民生活課税務係 【TEL】2-0858

## 軽四輪車等

- ・平成27年4月以降に新車登録した車両を対象に増税  
→平成27年3月までに新車登録した車両は現行税額に据え置き
- ・新車登録が平成14年以前の車両は平成28年度から税額が割増  
※新車登録から14年経過した車両は順次増額

### 軽四輪車等

	現行税額 (初年度登録が平成27年3月31日 以前の車両に適用)	改正後税額 (初年度登録が平成27年4月1日以 降の車両に適用)	重課税額 ※平成28年度課税分 から (初年度登録から14年を 経過した—平成28年度 課税分の場合平成14年 以前の—車両に適用)
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用営業	5,500円	6,900円	8,200円
四輪乗用自家	7,200円	10,800円	12,900円
四輪貨物営業	3,000円	3,800円	4,500円
四輪貨物自家	4,000円	5,000円	6,000円

約20%割増

## 二輪車等

- ・登録されている全ての車両で増額

### 二輪車等

	現行税額	改正後税額
原付50cc以下	1,000円	2,000円
原付90cc以下	1,200円	2,000円
原付125cc	1,600円	2,400円
ミニカー	2,500円	3,700円
二輪	2,400円	3,600円
二輪小型自動車	4,000円	6,000円

2012年に海士町で撮影を行った映画『カミハテ商店』（高橋恵子さん23年ぶりの主演！）のDVDが10/2に発売されました。京都造形芸術大学の山本起也監督からメッセージ。（⇒）

「自主製作（販売委託）という形で何とかDVD化にこぎつけました。販売、レンタルともにお手に取っていただければ幸いです！」

海士町役場 住民生活課住民国係からのお知らせ

## 国民年金保険料は 納付期限までに納めましょう

平成26年4月分から平成27年3月分までの国民年金保険料は、月額15,250円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局で納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので役場住民生活課(08514-2-1821)または、松江年金事務所(0852-23-9540)にご相談ください。

※ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

## 国民年金保険料 免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、役場住民生活課(08514-2-1821)または、松江年金事務所(0852-23-9540)にご相談ください。

平成26年度の免除等の受付は平成26年7月1日から開始され、平成26年7月分から平成27年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

情・報・局

海士町齋場利用申込の  
電話番号について

海士町齋場の利用申込については、海士町齋場の電話(08514・2・0699)に直接連絡して頂きますと、転送され齋場委託業者に繋がるようになりました。なお、町内の無料電話では繋がりませんので、お間違えのないようお願いいたします。(住民生活課)

人

権

週

間

12月4日から10日までは人権週間です。国際連合では、世界人権宣言採択を記念して、毎年12月10日を人権デーと定めており、我が国では人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定めています。人権週間に当たり、私たち一人ひとりが「人権」について今一度考え、明るく豊かな住みよい社会をつくりましょう。

なお、毎日の生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、悩みごとや困りごとをお持ちの方は、松江地方法務局西郷支局(08512-2-0240)又は、お近くの人権擁護委員にご相談下さい。また、週間中には特設人権相談所を開設しますので、お気軽にご利用下さい。(健康福祉課)

- 特設人権相談所:12/2(火)午前10時~12時 @開発センター2階和室
- 人権擁護委員 :細川 謙二(東)【TEL】2-1075 / 岡本 洋子(菱浦)【TEL】2-0657